

掛川市告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。その関係図面は、令和6年3月27日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月27日

掛川市長 久保田 崇

NO	路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
1	前坪北1号線	高御所字前坪328-1	高御所字前坪293-1	16.0m～ 35.2m	123.7m
2	前坪北2号線	高御所字前坪328-63	高御所字前坪328-56	17.0m～ 35.6m	95.2m